

商 業 動 態 統 計 調 査
商業動態調査票丁1 記入要領
(コンビニエンスストア用)

2023年1月

- ・ 調査票の記載内容については秘密が保護されます。
- ・ 過去の調査票は使用せず、同梱の最新の票をお使いください。

経済産業省大臣官房調査統計グループ

この記入要領は、「商業動態調査票丁1（コンビニエンスストア用）」の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる企業の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、所定の期日までに経済産業大臣へ提出をしてください。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としています。

2. 調査の根拠法規

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、これに基づく商業動態統計調査規則によって、経済産業省が実施します。

調査対象となった企業は報告義務があり、企業を代表する者が報告者となります。

3. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条で個人又は法人その他の団体の秘密は保護されており、第40条では統計上の目的以外の使用は禁じられています。したがって、徴税事務など、報告者の利害に関することに使用されることはありません。また、第57条では、この調査に従事する者がその業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を他に漏らした場合は処罰を受けることとなっていますので、個々の調査票は秘密扱いとされ、外部に漏れることはありません。

4. 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる 細分類 5891—コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。）を500店舗以上有する企業のうち、経済産業省が指定した企業です。

5. 報告者

この調査でいう報告者とは企業を代表する者で、報告者は調査票に掲げた事項について報告しなければなりません。

なお、報告者が報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりすると、統計法によって罰せられることがあります。

6. 調査の期日と対象期間

この調査の期日は、毎月末日であり、また対象期間は毎月1日より月末までの1か月間です。

7. 調査票の提出部数と提出先

調査に掲げる事項について記入し、これに記名し、調査該当月の翌月15日までに到着するよう、同封の返信用封筒で経済産業大臣（※）に1部提出してください。

※提出先住所

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

なお、提出の際は、報告者の控えとして調査票の写しを保存してください。

8. 調査票の提出方法

(1) 郵送による提出

調査票の提出に同封の返信用封筒を使用する場合は、郵便事務処理上、経済産業省到着までに約4日間を要しますので、返送日に配慮してください。

(2) オンラインによる提出

調査票は、紙による提出の他、オンラインによる提出方法があります。オンラインによる提出については、「Ⅲ. オンラインによる提出」を参照してください。

II. 調査事項と記入上の注意

1. 一般事項

- (1) 調査票表面調査票名下「 年 月分」には、実績を報告いただく調査当該月の年（西暦）月を必ず記入してください。これは、調査票を提出する年月ではありませんので、注意してください。また、調査票裏面下段「年月分」欄には、調査該当月の年（西暦下2桁）、月を記入してください。

<調査票表面上段>

- (2) 「事業所・企業番号」は、1企業につき1つの番号となっています。経済産業省及び調査事務局への問合せの際はこちらの番号をお知らせください。
- (3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。
- (4) 金額は、算用数字を用い、百万円未満を四捨五入し百万円単位で記入してください。単位未満の場合は、0（ゼロ）を記入してください。なお、「¥」記号は付けないでください。
- (5) 調査票には、黒か青のインク又はボールペンではっきりと記入してください。
- (6) 調査票にプリントしてある記入内容に誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。
- (7) この調査の対象となったすべての事業所は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十三条（報告義務）及び第十五条（立入検査等）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用があります。

2. 記入事項

(1) 企業名

「企業名」欄は、企業本社の名称を記入してください。

「所在地」欄は、企業本社の所在地を記入してください。登記上の住所ではありません。

(2) 月間商品販売額・サービス売上高

調査月の販売額・売上高は、次によって記入してください。

- ① 商品販売額及びサービス売上高は、月初めから月末までの1か月間のものを記入してください。

なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間を変更しないでください。

- ② 月間の商品販売額及びサービス売上高は、チェーン本部の傘下（直営店やF C店など形態に関係なく）にある各コンビニエンスストアの月間販売額の総計を記入してください。

- ③ 月間の商品販売額及びサービス売上高は、次の分類によって記入してください。

a. ファーストフード及び日配食品

生鮮食品及び準生鮮食品。

b. 加工食品

ファーストフード及び日配食品以外の食品。

c. 非食品

ファーストフード及び日配食品、加工食品以外の商品。

d. サービス売上高

公共料金等の振込を除くサービス。

なお、具体的な内容例示は、「商品等分類表」に掲載しておりますが、類似品については、それぞれ例示に準じてください。

- ④ 現金販売は、その代金の全額を計上してください。

- ⑤ 予約販売は、その代金を受け取ったとき販売額に計上してください。

- ⑥ 商品券・プリペイドカード等による支払いを受けたときは、その金額を含めてください。

- ⑦ 消費税などの間接税は、商品販売額及びサービス売上高に含めてください。

- ⑧ カタログやインターネットなどによる販売額も含めてください。

(3) 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高

月間商品販売額・サービス売上高の計を、都道府県別に記入してください。

(4) 月末店舗数

調査月末現在におけるコンビニエンスストア（直営店やF C店など形態に関係なく）の総店舗数を都道府県別に記入してください。また、休業店舗は店舗数に含めて回答してください。

(5) その他

- ① 調査票の内容について照会する場合がありますので、回答できる人の所属名、氏名及び電話番号を裏面の当該欄に記入してください。なお、電話番号は、市外局番も必ず記入してください。

- ② 調査月において、特別な事情により販売額等に影響（前年同月と比べ大きな変動等）があった場合は、調査票の備考欄にその理由を記入するようにしてください。また、その他特記すべき事項（事業の拡大等）が生じたときも、調査票の備考欄にその旨を記入してください。

商品等分類表

商品等分類		内容例示
商品販売額	ファーストフード及び日配食品	米飯類（寿司、弁当、おにぎり等）、カウンター商材（コーヒー、揚げ物、中華まん等）、パン、調理パン、総菜、漬物、野菜、果物、水物（豆腐等）、調理麺、卵、加工肉（ハム、ウインナー、ベーコン等）、牛乳、乳飲料、乳製品（バター、チーズ等）、練物（ちくわ、かまぼこ等）、生菓子（ケーキなどの和洋菓子）、サラダ、デザート類（プリン、ゼリー、ヨーグルト等）等
	加工食品	菓子類（生菓子を除く）、ソフトドリンク（乳飲料を除く）、アルコール飲料（ビール、日本酒、焼酎、ワイン等）、調味料（食塩、砂糖、味そ、しょう油、うまみ調味料、ソース等）、嗜好品（コーヒー、お茶等）、米穀、乾物、各種の缶・瓶詰類、冷凍食品、アイスクリーム、レトルト食品、インスタント食品等
	非食品	雑誌、書籍、新聞、衣料品、袋物類、文房具、玩具、雑貨、たばこ、ペットフード、乾電池、テープ、CD、電球・蛍光灯、電卓、燃料、サングラス、園芸用品、ゲームソフト、花火、洗剤、化粧品、医薬品、医薬部外品栄養ドリンク、紙製品、フィルム、切手、はがき、収入印紙、装身具等
サービス売上高		POSA カード、コピー、ファクシミリ、宅配便、商品券、ギフト券、乗車券、各種チケット、テレフォンカード、宝くじ、D. P. E、レンタル、航空券、宿泊券、クリーニング等

注：サービス売上高には、電力料金、ガス料金、放送受信料、電話料金、水道料金など公共料金等の収納代行による売上高は除きます。

III. オンラインによる提出

オンラインによりご報告いただく場合は、以下の手順にてデータの入力等を行ってください（パソコン環境によってはお使いいただけない場合がありますので、6ページのパソコン環境をご確認ください）。

なお、調査対象者IDやパスワードがわからなくなったなどご不明な点がございましたら、7ページに記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室 オンライン調査担当」までお問合せください。

- ① 政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp>) を開いて
1. 政府統計コード 2. 調査対象者ID 3. パスワードを入力し、政府統計オンライン調査システムにログインします。

The screenshot shows the login page of the Government Statistics Online Survey Portal. The page title is "政府統計オンライン調査総合窓口". It features a navigation bar with "よくあるご質問" and "お問い合わせ". Below the navigation bar, there is a breadcrumb trail "オンライン調査トップ > ログイン" and a main heading "政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン". The "ログイン情報" section contains a dropdown menu for "政府統計コード" (with a "必須" label), a text input for "調査対象者ID" (with a "必須" label), and a password input for "パスワード" (with a "必須" label). There are checkboxes for "次回から入力省略" and "パスワードを表示する". A yellow warning box states: "ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。パスワード入力を5回連続すると一時的にログインできなくなりますのでご注意ください。" An orange "ログイン" button is at the bottom.

- ② 調査票の一覧画面から報告する調査票（商業動態調査票 丁1（コンビニエンスストア用））を選択して、電子調査票をダウンロードします。

The screenshot shows the "調査票の一覧" (Survey List) page. The page title is "政府統計オンライン調査総合窓口". It features a navigation bar with "よくあるご質問", "お問い合わせ", "ヘルプ", and "ログアウト". Below the navigation bar, there is a breadcrumb trail "オンライン調査トップ > 調査票の一覧" and a main heading "調査票の一覧". There are links for "パスワード・連絡先情報の変更", "調査回答ファイルの一括送信", and "調査対象者IDの統合". A "注意事項" section is present. The main content is titled "経済産業省月次統計調査（生動・石油消費・商動・サービス動態・予測）" and includes the instruction "回答する電子調査票をクリックしてください." Below this is a table with the following data:

実施時期	電子調査票 ?	ファイル形式	提出期限	記入例	状況 ?	回答日時
2023年 1月	0004 商業動態調査票 丁1（コンビニエンスストア用）	Excel形式	2023-02-15			

At the bottom, there is a footer with links: "このサイトについて", "利用規約", "推奨環境", "オンライン調査の流れ", and "回答情報の保護". A note states: "当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが運用管理を行っています。"

- ③ 以下のような入力画面が表示されますので、この画面で報告データを入力します。
入力完了後、画面上のボタンより、電子調査票の保存、送信をして作業は終了です。

詳しい入力方法については「操作方法」をご確認ください

送信時に再度入力を求められるパスワードとは、初期設定のパスワードからご自身で変更されたパスワードのことです

◆政府統計オンライン調査システム利用の推奨環境（2022年11月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※3） （Excel 調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1）	Firefox 105.0 Google Chrome 106.0 Microsoft Edge 106.0（※2）	Excel for Microsoft 365
Windows 10（※1）		Microsoft Office Excel 2021
Windows 8.1（※1）		Microsoft Office Excel 2019
Windows 7 ESU（※4）		Microsoft Office Excel 2016 Microsoft Office Excel 2013

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）「Windows 10・Windows 11」での利用に限ります。

（※3）表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- ・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。

- ・**マクロ機能が組み込まれている Excel 調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。**

- ・Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合があります（例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます）。

（※4）Windows 7 は、2020年1月14日に Microsoft 社のサポートを終了しているため推奨環境から対象外となっております。

- ・Windows 7 ESU の環境にて動作確認を行っておりますが、ESU の利用を推奨するものではありません。

- ・拡張セキュリティ更新（ESU）プログラムの詳細は以下の Microsoft 社のホームページでご確認ください。

<https://docs.microsoft.com/ja-JP/lifecycle/faq/extended-security-updates>

「政府統計オンライン調査システム」推奨環境の最新情報は、以下のページからもご確認くださいませ。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

◆オンラインによる提出の際のお願い

- （1）販売額が 100 万円未満の場合は、当該回答欄には 0（ゼロ）を記入してください。
- （2）回答者情報に変更が発生した際は必ず入力してください。変更がない場合は入力不要です。

IV. その他

【商業動態統計調査についての問合せ先】

<商業動態統計調査事務局>

電 話：0120-429-856（無料ダイヤル※）

E-mail：ryohanten-chousa@meti.go.jp

（※受付時間：平日 9:00～18:00）

【政府統計オンライン調査システムについての問合せ先】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

オンライン調査担当

電 話：03-3501-1090（直通）

E-mail：stats-info@meti.go.jp

経済産業省HP オンラインによる統計報告：

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

上記HPにはオンライン報告による操作マニュアルやよくある質問及び回答が記載されています。操作時の参考にご覧ください。

【調査実施者】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

商業動態統計班

電話：03-3501-1511（内線）2898, 2899



商業動態統計調査
 秘 基幹統計 商業動態調査票
 (コンビニエンスストア用)

J1

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

年 月 分

企業名	所在地	(〒 -) (電話 - -)
-----	-----	------------------

1. 月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額						
		A						
		千億	百億	十億	億	千万	百万	
全 国 商 品 販 売 額	ファーストフード及び日配食品	0101						
	加工食品	0102						
	非食	0103						
	計	0104						
	サービス売上高	0105						
	計	0106						

2. 都道府県別月間商品販売額・サービス売上高 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額						都道府県	番号	当月販売額					
		A								A					
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万
都 道 府 県 別 ・ 商 品 販 売 額 ・ サ ー ビ ス 売 上 高	北海道	0201						滋賀県	0225						
	青森県	0202						京都府	0226						
	岩手県	0203						大阪府	0227						
	宮城県	0204						兵庫県	0228						
	秋田県	0205						奈良県	0229						
	山形県	0206						和歌山県	0230						
	福島県	0207						鳥取県	0231						
	茨城県	0208						島根県	0232						
	栃木県	0209						岡山県	0233						
	群馬県	0210						広島県	0234						
	埼玉県	0211						山口県	0235						
	千葉県	0212						徳島県	0236						
	東京都	0213						香川県	0237						
	神奈川県	0214						愛媛県	0238						
	新潟県	0215						高知県	0239						
	富山県	0216						福岡県	0240						
	石川県	0217						佐賀県	0241						
	福井県	0218						長崎県	0242						
	山梨県	0219						熊本県	0243						
	長野県	0220						大分県	0244						
	岐阜県	0221						宮崎県	0245						
	静岡県	0222						鹿児島県	0246						
愛知県	0223						沖縄県	0247							
三重県	0224														

●この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となったすべての企業は報告の義務があります。
 ●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するため、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ●記入に当たっては記入要領を参照してください。

経済産業省 (サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

3. 月末店舗数

(単位:店)

都道府県	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数				
		A							A				
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一
北海道	0301						滋賀県	0325					
青森県	0302						京都府	0326					
岩手県	0303						大阪府	0327					
宮城県	0304						兵庫県	0328					
秋田県	0305						奈良県	0329					
山形県	0306						和歌山県	0330					
福島県	0307						鳥取県	0331					
茨城県	0308						島根県	0332					
栃木県	0309						岡山県	0333					
群馬県	0310						広島県	0334					
埼玉県	0311						山口県	0335					
千葉県	0312						徳島県	0336					
東京都	0313						香川県	0337					
神奈川県	0314						愛媛県	0338					
新潟県	0315						高知県	0339					
富山県	0316						福岡県	0340					
石川県	0317						佐賀県	0341					
福井県	0318						長崎県	0342					
山梨県	0319						熊本県	0343					
長野県	0320						大分県	0344					
岐阜県	0321						宮崎県	0345					
静岡県	0322						鹿児島県	0346					
愛知県	0323						沖縄県	0347					
三重県	0324						全 国	0300					

●この調査は、統計法(平成十九年法律第五十二号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
 ●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 ●記入に当たっては記入要領を参照してください。

(備考)

この調査票の内容を照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名 (電話 - -)

報告者(企業の代表者)の氏名 年 月 日

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所・企業番号
A 0 3	0 0 0 4	年 月	
		2 0	

法人番号

経済産業省 (サービス動態統計室)



政府統計

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。